

一般社団法人日本接客リーダー育成協会

笑マナー講師

規 約

## 笑マナー講師 規約

本規約は、一般社団法人日本接客リーダー育成協会（以下「甲」という。）が主宰する教育事業（以下「本事業」という。）における甲と乙（後記の「笑マナー講師」署名欄に署名した者。）との間に適用するものとし、乙が本規約に署名をして甲に提出した時点で、本規約は乙に適用されるものとする。

### （個別規約の関係）

第1条 本規約は、甲と乙との間の本事業に関する基本的なルールを規定するものであり、甲と乙とが本規約とは別の書面により、本規約の条項と異なる内容の条項（個別規約）を定めたときは、個別規約の効力が優先する。

### （本資格の認定）

第2条 乙が次に掲げる全ての要件を満たした場合、甲は、乙に対して笑マナー講師資格（以下「本資格」という。）を認定するものとする。

- (1) 甲が主宰する「笑マナー講座マスターコース」の受講を修了し、認定試験に合格をすること。なお、当該講座の受講をするための条件、開催の要項、講座の内容、修了の要件等については、甲が別に定める規定によるものとする。
- (2) 本資格にかかる認定料として金10,000円（消費税別）及び年会費12,000円（消費税別）を、甲に対して支払うこと。  
ただし、年会費については、既にビジネスマナー講師資格または印象営業ファシリテーター資格認定の際に支払い済の場合はその限りではない。  
また、年会費は資格認定月より月割りとする。
- (3) 本規約に同意をして、署名押印ののち甲に提出すること。

### （有効期間と更新）

第3条 本資格の有効期間は、乙が前条第1項により本資格の認定を受けた日から最初に訪れる3月31日までとし、更新をすることができる。更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。

- 2 乙が、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本資格は自動で更新される。
  - (1) 翌年度の年会費として金12,000円（消費税別）を、更新日の1ヶ月（2月末日）までに甲に対して支払うこと。
  - (2) 学会には原則として出席すること。また、乙のスキルを維持、向上する等の目的で甲が研修を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。
  - (3) 更新日の1ヶ月前（2月末日）までに、乙の資格を更新しない旨の通知を甲から受けていないこと。
  - (4) 乙が、本規約に違反していないこと。
- 3 更新日の1か月前（2月末日）までに、甲が、乙に対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合、規約の内容はその変更後の内容に更新される。
- 4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

5 本資格が更新されない場合、乙は本資格を喪失する。

(乙の権利)

第4条 乙は甲より本資格の認定を受けた場合は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 甲が制作する笑マナー講座（以下「本講座」という。）のコンテンツおよびツール（テキスト、パワーポイント、その他甲が指定するもの）を使用して、本講座を自ら開催する権利。
- (2) 次に掲げる呼称を肩書きとして使用する権利。  
一般社団法人日本接客リーダー育成協会認定 笑マナー講師。
- (3) 甲の保有するロゴを甲が別に定める用法に従い使用する権利。
- (4) その他甲が別に定める権利がある場合はその権利。

(本講座の開催)

第5条 前条の規定により、乙が本講座のコンテンツおよびツールを使用し本講座を開催する場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

- (1) 本講座を開催するにあたっての集客、営業、講師、当日の運営その他本講座を行うために必要な業務は、第2号を除いて全て乙が行うものとし、講座開催にかかる費用は乙の負担とする。
- (2) 講座費用（講座を受講する顧客が支払う本講座の提供の対価をいう。以下、同じ。）等の入金受付及び入金管理に関する業務（以下「入金管理等業務」という。）については甲が行うものとする。
- (3) 本講座の内容は甲が承認した内容でなければならず、使用するコンテンツおよびツールは甲が指定するものに限る。
- (4) 乙は、企業や各種団体等より本講座を受注した場合は、甲に直ちにその旨を報告し、甲の求めるところに従って受注内容の詳細を報告することとする。
- (5) 講座費用の額は、別表に規定するとおりとする。なお、別表に規定する当該金額は、甲の判断でいつでも変更できるものとし、変更する場合は、甲は相当の期間を定めて乙に通知をする。
- (6) コンテンツ使用料（甲が制作する講座の著作権、知的財産権の使用の対価、その他研究開発費、システム開発費、改修費等をいう。以下、同じ。）として講座費用（テキスト代、認定試験料、認定料は含まない）の額（消費税別）の30%（消費税別）および入金管理等業務の手数料として、講座費用の額（消費税別）の10%（消費税別）を、甲の収益とする。また、甲が営業し集客した場合は、営業費として講座費用の額（消費税別）の20%（消費税別）を甲の収益とする。
- (7) 甲は乙に対し、講座終了月の翌月末日までに、甲が受領した講座費用の額（消費税別）から前号に掲げる額を控除した額（消費税別）を支払うものとする。なお、振込手数料等の支払時に発生する費用は甲の負担とする。
- (9) 前号の規定により甲から乙へ支払いがなされた後、何らかの事情により顧客への返金の必要が生じた場合、その損失は収益の割合に応じて甲乙それぞれが負担す

るものとし、乙は甲に対して、受領した額の一部又は全部を返金するものとする。

(10) 顧客との間との取り決めに関する規定、契約書については、乙は特段の事情がない限りは甲が別途備える規定の雛形を用いるものとする。

(11) 前各号の他、本講座を開催することについて甲が別に定める規定がある場合にはそれに基づくものとし、乙はその規定を遵守しなければならない。

#### (通知の方法)

第6条 甲から乙に対する契約内容の変更や事務連絡等の連絡は、Eメールその他甲が定める方法をもって行う。

#### (変更の届出)

第7条 乙は、甲へ届け出た氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人に関する情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から1週間以内にその旨及び変更後の内容を甲に対して通知しなければならない。

2 甲は、乙が前項の通知を行わなかったことによる乙の不利益についての責任を負わないものとする。

3 第1項の通知を怠ったことにより、甲から乙に対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなす。

#### (広告等)

第8条 乙が、本講座の主催その他本資格を用いてする活動（以下、総称して「笑マナー講師活動」という。）の広告や活動の広報（PR）を行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもって行うこととする。

2 乙が甲の名称又は第4条第2項の権利に基づき使用する肩書きをもって、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、Webメディア等に出演ないし掲載される場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

3 乙が、本講座を開催する場合において、チラシ等の広告物を作成する場合は、その広告物の内容について、事前に甲に通知しなければならない。

4 その他、笑マナー講師活動の広告や活動の広報（PR）を行うにあたって遵守すべき事項について甲が別に規定を定める場合は、乙はそれに従うものとする。

#### (委託等の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の同意がある場合を除き、本講座を主催する場合に、その講師を第三者に行わせてはならない。

#### (契約の地位)

第10条 乙は、本資格から一切の権利、義務および規約上の地位を第三者に譲渡することができず、乙が死亡した場合、第3条の規定にかかわらず資格を喪失するものとする。

(著作権)

第11条 甲が作成したテキスト等の著作物（以下「本著作物」という。）に関する著作権は、すべて甲に帰属していることを乙は確認する。乙は甲の事前の承諾がある場合を除き、下記に記載する一切の侵害行為を行ってはならない。

- (1) 本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
  - (2) 本著作物の内容を、自己又は第三者の著作物に掲載する行為
  - (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等をして第三者に配布する行為
  - (4) その他、これらに類する一切の行為
- 2 乙は本著作物を引用して著作物を制作してはならない。

(類似的商標出願の禁止)

第12条 乙は、甲、甲の代表者、甲の代表者が主宰する別の法人が設定の登録をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む類似的な商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならない。

(禁止行為)

第13条 乙は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 各種の法令（各官庁が規定するガイドライン等を含む。）に違反する行為を行うこと。
- (2) 講座以外の方法で、甲の制作する講座の内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示すること（例えば、YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用して研修にかかるノウハウ等を流出させる場合等。）。
- (3) 本講座の受講者、他の笑マナー講師その他甲の関係者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、その他商品又はサービスの購入の積極的勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）を行うこと。
- (4) 乙が企業等に所属している場合には、その所属する団体（以下「所属団体」という。）が主催する講座において、甲に無断でコンテンツを使用し笑マナー講師を務めること。
- (5) 乙は、第4条2号の呼称を肩書きとして使用せず、甲の制作するテキスト及びコンテンツを用いて研修、講座、セミナー、個人セッション等を実施すること。
- (6) その他、甲が別に定める禁止行為。

(除名)

第14条 乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、甲は乙を除名することができる。

- (1) 本規約に反する行為を行った場合。
- (2) 法令に違反した場合。

- (3) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
- (4) 本規約及び甲が別に定める規定等により乙が通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合。
- (5) 笑マナー講師としての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をした場合。
- (6) 甲又は甲の関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- (7) 甲の事業活動を妨害する等により、甲の事業活動に悪影響を及ぼした場合。
- (8) その他、乙について本資格を保持することが相当でない事由があると甲が判断した場合。

2 除名処分を行う場合は、甲は乙に対し理由を付してその旨通知する。

#### (退会)

第15条 乙は、甲より受領した退会書類を甲へ提出し、甲より退会受理の通知を受け取ることで甲を退会することができる。

#### (資格の喪失)

第16条 乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、乙は本資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は甲が解散したとき。
- (4) 本資格が更新されないとき。
- (5) 連続して2年間、学会に参加しなかったとき。ただし、やむを得ない事情により事前に甲に欠席の承諾を得ている場合はその限りではない。
- (6) 除名されたとき。

2 前項により乙が資格を喪失した場合、乙は甲に対して、既に支払った講座の受講料その他の返金を請求することはできず、本資格から生ずる一切の権利を喪失するものとする。

#### (資料・情報の返還等)

第17条 乙は本資格を喪失した場合、甲から笑マナー講師として活動するために受領した資料(テキスト、名札、営業資料等購入物を含む)、また情報(HPや営業資料に書かれている文言等を含む)の一切を、甲の指定する日までに甲に対し返却するものとする。ただし、返金方法等については別途定める。

#### (競業禁止等)

第18条 乙は、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、甲の事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業(甲の主宰する講座と類似の講座内容、認定講師を養成する事業等を含むものとする。)を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事もしてはならない。

(直接契約の禁止)

- 第19条 乙は甲、甲の代表者、甲の代表者が主宰する別の法人、または他の認定講師が甲を通して委託した講座開催先企業とは、乙の本資格が喪失したか否とにかかわらず、研修終了後2年の間は直接契約せず、必ず甲を経由するものとする。
- 2 前項に違反して乙が直接契約し講座を実施していることが発覚した場合、甲に対して講座費用の額(消費税別)の60%(消費税別)を支払うものとする。

(秘密保持)

- 第20条 乙は、本資格の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了した場合においても、甲の書面による事前の同意がある場合を除き、甲によって開示された、もしくは本規約の履行ないし本事業に関する業務の遂行過程で取得した、甲固有の技術上、営業上その他事業の情報(研修先の情報等)を秘密として扱うものとし、これらの情報を本規約の目的以外に使用し、第三者に開示してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第21条 甲及び乙は個人情報の保護に関する法律及び同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、各々が別に定める利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を適正に取扱うものとする。

(損害賠償)

- 第22条 乙は故意又は過失により本規約に違反し甲に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負う。
- 2 乙は、第11条(著作権)、第12条(類似的商標出願の禁止)又は第18条(競争禁止等)に違反した場合、甲に対し、損害額の金額にかかわらず、違約金として金200万円を支払わなければならない。

(甲の免責)

- 第23条 乙が受講者その他第三者に対し損害を加えた場合に、甲がその損害を賠償したときは、乙は賠償額全額の求償を受ける他、その他の損害、費用等の請求にも応じるものとする。

(確認条項)

- 第24条 本資格は、甲が乙に対して、乙の事業における成果を保障するものではなく、又、本研修の開催を含めた乙の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを乙は確認する。
- 2 甲と乙とは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。
- 3 甲は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、乙との関係で本規約が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認する。

(別表)

第25条 本規約の別表は、本規約の一部であり、これと一体をなす。

(専属管轄)

第26条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第27条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

(規約の変更)

第28条 甲は、甲が必要と認めた場合は、本規約の内容を変更できるものとする。本規約の内容を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を甲のウェブサイト上で周知もしくは乙へ通知する。

以上の各条項につき、私は、同意をします。

令和4年8月1日改訂

令和 年 月 日

[笑マナー講師]

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ ㊞